

寿都湾

◎ 議会だより

No. 206 令和7年8月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会

寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

令和7年 第2回定例会

令和7年第2回定例会は6月26日招集され、町長の行政報告の後、報告1件、意見案1件、単行議案6件、

補正予算2件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

令和6年度寿都町一般会計及び各特別会計並びに営企業会計の決算について、それぞれ出納閉鎖いたしましたので、その概数を報告いたします。

■一般会計

○歳入

58億1千967万7千円

○歳出

57億6千142万円

○差引額及び実質収支額

5千825万7千円

■国民健康保険事業特別会計

○歳入

5億9千392万9千円

○歳出

5億8千731万4千円

○差引額及び実質収支額

661万5千円

■後期高齢者医療特別会計

○歳入

5千773万4千円

○歳出

5千716万3千円

○差引額及び実質収支額

57万1千円

■介護保険事業特別会計

○歳入

4億3千960万8千円

○歳出

4億3千116万2千円

○差引額及び実質収支額

844万6千円

※次ページへつづく



7月12・13日 寿都神社例大祭が行われました。

【公営企業会計】

■簡易水道事業会計

○収益的収支収入

1億2千578万9千円

○収益的収支支出

1億1千745万3千円

○実質収支額

833万6千円

○資本的収支収入

1千742万5千円

○資本的収支支出

3千962万4千円

○実質収支額

▲2千219万9千円

■下水道事業会計

○収益的収支収入

1億5千510万6千円

○収益的収支支出

1億7千481万1千円

○実質収支額

▲1千970万5千円

○資本的収支収入

1億3千415万7千円

○資本的収支支出

1億5千457万1千円

○実質収支額

▲2千41万4千円

■風力発電事業会計

○収益的収支収入

7億73万4千円

○収益的収支支出

5億3千887万7千円

○実質収支額

1億6千185万7千円

○資本的収支収入

0円

○資本的収支支出

2億6千102万7千円

○実質収支額

▲2億6千102万7千円

※実質収支の不足額は留保資金で補てん

以上の各会計の決算については、整理の上、監査委員の意見を付して議会に提出いたします。

審議した案件

報告

◆株式会社寿都振興公社

第37期経営状況報告

入館状況につきましては、令和6年度、9万3千802人であり、前年度と比較して

2千847人の増となっております。要因は、半額デーや割引券による利用が増加したことによるものです。イオマスボイラーの稼働に

より、重油の量は減少となりましたが、電気料の値上げや施設全体の修理・点検・メンテナンス費用の増加が経費を圧迫しております。施設管理につきましては、計画的な定期点検と、ミストサウナの冬季間休止など、経費削減による経営の効率化を図ってまいりました。

令和6年度の振興公社の収支につきましては、売上が6千604万5千円、仕入が1千902万5千円であり、販売利益は、4千702万円であります。販売利益から販売管理費8千174万3千円を差し引いた営業利益がマイナス3千472万3千円となり、これに管理受託料及び雑収入等の3千91万円を加算した経常利益については、マイナス381万3千円となっております。第38期、令和7年度の事業計画につきましては、安定した運営を図るため、ボイラーや照明器具など、今年度、大型の修繕を計画しております。また、清潔で安心な施設維持に努め、来館されるお客様に癒しを提供し、サービス向上と効率的な運営を図ってまいります。

宿泊につきましても、コテージやゲストハウスの利用推進による滞在時間を増すことで、「寿都」を満喫してもらうなど、リピーターを増やすためのPR活動を行ってまいります。

令和7年度の計画につきましては、9万5千人の入館者を見込んでおり、販売利益で4千906万6千円、経費で8千596万8千円、差し引き営業利益がマイナス3千690万2千円となります。営業利益は、マイナスであります。管理受託料などの収入により、当該年度の経常利益については、110万5千円となるものであります。

令和6年度の法人の概要につきましては、資本における株の口数及び資本金の変動はありません。財政的な関与状況につきましては、振興公社は、公の施設の管理・運営を中心に業務を行っており、町からの委託として、ゆべつの、活性化センターなどの委託料が、3千332万9千円となっております。

売上状況につきましては、令和6年度の入館者数は9万3千802人で前年対比2千847人の増、売店売上げにつきましまして、前年比16万3千円減の2千362万8千円、入館料等収入につきましまして、入館者数の増加に

より、前年比223万円増の4千241万7千円であります。決算状況につきましまして、収入として純売上等収入合計で1億625万5千円、支出として売上原価等支出合計で1億1千6万8千円であり、収入支出差引額である経常利益がマイナス381万3千円となり、前期繰越損失を加えた570万4千円が次期繰越損失となるものであります。

物価の上昇など経費の増加により営業利益はマイナスの見通しであります。町からの支援等により、収支の安定を図るとともに、適正な管理・運営を担うための環境づくりを、町といたしまして連携し、協力してまいります。

意見案

◆ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書……原案可決（全会一致）

単行議案

◆辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更……原案可決（全会一致）

歌棄辺地における歌棄浄水場改修事業を追加するものです。

◆総合行政システム機器取得……原案可決（全会一致）

令和7年6月20日仮契約に付した総合行政システム機器取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得財産
総合行政システム機器一式
取得金額 1千54万9千円
取得目的
総合行政システム機器の更新
取得先
札幌市中央区北4条西6丁目2番地1
北海道市町村備荒資金組合
組合員長 棚野 孝夫

◆除雪機械（シヨベル）取得……原案可決（全会一致）

令和7年6月20日仮契約に付した除雪機械（シヨベル）取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものです。

取得財産

除雪シヨベル11トン級
マルチプラウ簡易脱着
装置付 1台

・取得金額 3千223万円

・取得目的

除雪機械の更新

・取得先

虻田郡倶知安町字比羅夫

216番地7

北海道川崎建機株式会社

倶知安支店

支店長 小谷内 聡

◆文化センター大規模改修
工事その1請負契約……………

……………原案可決

(全会一致)

令和7年6月20日仮契約
に付した、文化センター大

規模改修工事その1請負契

約について、議会の議決に

付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第

2条の規定により議会の議

決を求めるものです。

・契約の目的

文化センター大規模改修

工事その1請負契約

・契約の金額 8千459万円

・契約の相手方

川島・千葉経常建設共同

企業体

代表者 寿都郡寿都町字

矢追町50番地4

株式会社川島組

代表取締役 川島 恵二

◆文化センター大規模改修
工事その2請負契約……………

……………原案可決

(全会一致)

令和7年6月20日仮契約
に付した、文化センター大

規模改修工事その2請負契

約について、議会の議決に

付すべき契約及び財産の取

得又は処分に関する条例第

2条の規定により議会の議

決を求めるものです。

・契約の目的

文化センター大規模改修

工事その2請負契約

・契約の金額 7千150万円

・契約の相手方

青木・川内・大山経常

建設共同企業体

代表者 寿都郡寿都町字

大磯町143番地

青木組

代表 青木 廣志

◆小中学校学習用コン
ピューター取得……………原案可決

(全会一致)

令和7年6月12日仮契約
に付した小中学校学習用コ

ンピューター取得につい

て、議会の議決に付すべき

契約及び財産の取得又は処

分に関する条例第3条の規

定により議会の議決を求め

るものです。

・取得財産
小中学校学習用タブレット
等一式

・取得金額 918万5千円

・取得目的

小中学校学習用

コンピュータの更新

・取得先

札幌市中央区大通西14丁

目7番地

東日本電信電話株式会社

執行役員

北海道事業部長 島津 泰

補正予算

◆寿都町一般会計補正予算
(第2号)……………原案可決

(全会一致)

予算総額に3千590万円を

追加し、総額を55億460万円

とするものです。

意見書可決 関係大臣等へ送付

第2回定例会では1件の
意見書を可決し、関係省庁
へ提出いたしました。

ゼロカーボン北海道の実現
に資する森林・林業・木材
産業施策の充実・強化を求
める意見書

本道の森林は、全国の森
林面積のおよそ4分の1を

●補正の主なもの
・総務費(定額減税調整給
付不足額給付金ほか)

1千90万円増

・衛生費(簡易水道事業会
計繰出金)

2千500万円増

◆寿都町簡易水道事業会計
補正予算(第1号)……………

……………原案可決

(全会一致)

●資本的収入及び支出

・建設改良費(施設改良費)

2千500万円増

向けて、伐採後の着実な植
林による森林の若返りや長
期間炭素を固定する木材利
用の促進、化石燃料の代替
となる木質バイオマスの利
用促進など森林吸収源対策
を積極的に推進する責務を
担っています。

本町をはじめ、道内各地
域では、森林資源の循環利
用に向けて、森林整備事業
や治山事業など国の事業を
活用し、植林・間伐や路網
の整備、優良種苗の安定供
給、山地災害の防止、木造
建築物の整備、森林づく
りを担う人材の育成など、
様々な取組を進めてきたと
ころであります。

本道の森林を将来の世代
に引き継ぎ、環境への負荷
の少ない循環型社会の形成
に貢献するためには、活力
ある森林づくりや道産木材
の利用、防災・減災対策を
一層進め、ゼロカーボン北
海道の実現に資する森林・
林業・木材産業施策の充実・
強化を図ることが必要であ
ります。

よって、国においては、
次の措置を講ずるよう強く
要望いたします。

記

1 地球温暖化や山地災害
の防止など森林の多面的機
能の持続的な発揮に向け

て、新たに策定された「国
土強靱化実施中期計画」に
基づき、伐採後の着実な植
林、適切な間伐、路網の整
備や、防災・減災対策の推
進に必要な予算を十分に確
保すること

2 森林資源の循環利用を
推進するため、優良種苗の
安定供給、鳥獣害・病虫害
など森林被害対策、ICT
等の活用によるスマート林
業の推進、木材加工・流通
体制の強化、建築物の木造・
木質化や木質バイオマスの
熱利用の促進などによる道
産木材の需要拡大、外国人
材も含めた森林づくりを担
う多様な人材の育成・確保
などに必要な支援を充実・
強化すること

(提出先) 衆議院議長 参
議院議長、内閣総理大臣、
財務大臣、総務大臣、文部
科学大臣 農林水産大臣、
経済産業大臣、国土交通大
臣、環境大臣、復興大臣

ここが聞きたい

一般質問

第2回定例会での一般質問では6名の方から11項目について質問がありました。

友山 大信 議員

仕事 ハラスメントへの対応策について



■質問

ハラスメントとは、相手の嫌がることをして、不快にさせたり、不利益を与えたりするなど、肉体的・精神的な苦痛を与え、人間としての尊厳を侵害する行為の総称であります。ハラスメントには様々な種類があります。

厚生労働省が昨年5月に公表した調査では、過去3年間で従業員からのハラスメントに関する相談があったと答えた企業の割合は1、パワーハラスメント（パワハラ） 64.2パーセント、セクシュアルハラスメント（セクハラ） 39.5パーセント、カスターマーハラスメント（カスハラ） 27.9パーセント

また、民間企業や団体の従業員を対象に行った調査では、顧客などから「カスハラ」を受けたことがあると答えた人は、10.8パーセントでした。

総務省が自治体職員を対象に行った調査で、住民などから「カスハラ」を過去3年間で経験したことがあると答えた人は35パーセントに上りました。

総務省は、自治体の方が企業などより割合が高くなっていることについて、民間企業は顧客を選別できるが、自治体では全ての利用者に行政サービスを提供する必要があることが影響したのではないかとしています。

現在、他の自治体では「カ

スハラ」対策として、次のような取組を実施しています。

・函館市「カスハラ」への対応を盛り込んだ基本方針を作成

・登別市「カスハラ」対策で職員向けの対応マニュアルを作成

・北海道、東京都、群馬県等で令和7年4月1日「カスターマーハラスメント」防止条例を施行

国では、カスハラから労働者を保護するため全企業に対策を義務付ける「改正労働施策総合推進法」を6月4日成立。2026年中の施行を目指し、企業だけではなく、自治体も義務化の対象としています。

具体的には、被害発生時の対応マニュアルで明確にすることや、相談体制の整備などを想定しているようです。

そこで、町長にお聞きします。「ハラスメント」に對しての過去から現在までに、どのように取り組んでいるのか。また、今後の対応策についてお伺いします。

1、ハラスメントに對して、職員へのアンケート調査をして実態を把握しているのか。

2、職員への研修をどの

ように実施しているのか。

3、職員のための相談窓口を設置しているのか。

4、職員向けの対応マニュアルを作成しているのか。

次に、同じ問題について、教育長に質問します。

教育現場での教職員に対する保護者からの過度な要求や理不尽な言動があつても我慢してしまうケースや、こうしたことが負担につながって心を病んでしまつたり、自分の力を十分に発揮できなくなつてしまふなどの「カスハラ」についての過去から現在までの認識と取組についての見解をお伺いします。

●町長

ハラスメントは「いやがらせ」や「迷惑行為」などを指す言葉で、相手の嫌がることをして不快感を覚えさせる行為全般を意味し、代表的なハラスメントには、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、モラルハラスメントなどが該当します。

本町が令和2年度に策定した「寿都町職員のハラスメント防止に関する規程」では、主にパワーハラスメント及びセクシュアルハラスメントに

関し、町長及び所屬長をはじめとする職員の責務、ハラス

メント相談員やハラスメント対策委員会の設置、職員からの相談等の処理方法など、職場等におけるハラスメントの防止やハラスメントが生じた場合に、適切に対応するための措置に関して必要な事項を定めており、策定に合わせクレーム対応方法などの職員研修を実施いたしました。

御質問のカスターマーハラスメント、いわゆる「カスハラ」は、顧客等から従業員に對して悪質なクレームや不当な要求を突きつける迷惑行為であり、近年、公務員に對しても深刻な問題として注目を集め、カスハラ対応の職員向けマニュアルや防止条例の制定など、各自治体において対策が取り組まれ始めてきたところであります。

「カスハラ」の具体的な事例としては、暴言や説教、長時間のクレームや居座り、大声、罵声、脅迫などが挙げられ、職員の精神的、時間的消耗が懸念される原因ともなり、結果として職員の生産性を著しく妨げる要因ともなります。

窓口業務及び電話応対においては、様々な要件に對しての対応が必要であり、時には職員の説明不足などによりトラブルに発展する

実態もありますが、困難な

苦情や業務の範囲を超えるような要求があつた場合でも、まずは真摯に受け止め、丁寧かつ誠意をもって対応するよう心がけるとともに、対応に苦慮するケースについては、管理職員などの上司が代わつて対応するなど、職員の大きな負担にならないよう、また、一人で抱え込まないように、限られた人員で最大限の成果を出すためには、職員の心身の健康を保つことが重要でありますので、ハラスメントには組織としてしっかりと対応してまいります。

また、職員個々の対応能力向上につつましても、今後、研修の機会を通じて取り組むとともに、国の指針や他の自治体の事例を参考にし、対策に関する必要な措置を講じてまいります。

●教育長

教育委員会では、令和2年9月1日付けで、寿都町立学校における「パワー・ハラスメント」、「セクシュアル・ハラスメント」及び「妊娠・出産、育児又は介護に関するハラスメント」の防止等に関するガイドラインを制定し対策を行っております。

制定後、現在に至るまで大きな事案は発生しておら

ず、学校管理職へは、校長会・教頭会などを通じて、都度指導を行っております。

御質問のカスタマーハラスメントについては、教育行政においても大変深刻な問題と考えておりますが、近年は減少傾向にあると捉えており、事案が発生した場合は、管理職及び担任教諭等を含め対応にあたることとしております。また、令和6年4月に見直しを行っている「第3期首都町立学校における働き方改革行動計画」では、トラブル等に直面した際のサポート体制の構築として、学校のみでは解決が難しい課題への対応を支援するため、北海道教育委員会で整備しているスクールロイヤー制度を活用し、弁護士に助言を

いただきながら対応することとしております。

今後におきましても、北海道教育委員会や近隣市町村の動向を注視しながら、町部局とも連携を取り対応してまいります。

■友山議員

それぞれ対応をしているということであり、また、更に細かな対応ということを進めていっていただければと思います。



友山 大信 議員

漁業 陸上ウニ畜養(ウニノミクス)事業について



■質問

議会総務常任委員・産業常任委員の道外事務調査を実施。去る5月22日山口県長門市「陸上ウニ畜養」施設「KAYO IUNIBASE」を

訪問、社長の説明の後質疑応答を行い、2時間にわたって調査実施しました。

ウニノミクスについて、磯焼け対策を目的とした畜養を世界規模でスタートした企業であり、2021年大

分県で世界初となる商業規模生産を開始。2023年に山口県長門市に第2工場を設立、生産を開始しています。質疑の中でウニの畜養事業を実現するには

- ・1万ヘイベいの土地
- ・人員40人フルタイム、畜養は18人体制
- ・ウニの調達は地元漁業者との連携
- ・ウニの生育に最適な環境(1水温、2水質、3水量)

が年間を通して必要などを学ばせていただきました。

本町にウニの畜養施設が完成すれば、ウニの身が痩せて食用にならず、今まで漁業者が獲らなかつたが、今後獲ることにより、磯焼け対策にもなり、また、漁業者の新たな収入源にもなり、新たな雇用にもつながるのではないかと思います。

早期実現に向けてウニノミクス株式会社と寿都町における協議会(行政、漁業者、水産加工関係者など)を設置し、話し合いの場を設けて、積極的に進めるべきではないかと思いますが、町長の見解をお伺いします。

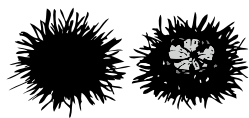
●町長

陸上ウニ畜養事業についてであります。今回、議

会総務常任委員・産業常任委員の道外事務調査にて視察されましたウニノミクス株式会社は、最新の水産養殖技術を用い、深刻な環境・社会的問題となっている磯焼け対策・藻場保全を遂行するため、海にいる身痩せしたウニを採取し、身入りの良いウニへと養殖する陸上ウニ畜養事業を展開されている企業であります。

友山議員から質問ありましたウニノミクス株式会社と寿都町との協議会の設置についてありますが、現在、CO₂フリーの循環型地域社会づくりに向けたエネルギービジョンの中で、CO₂フリー循環型事業推進のための検討委員会を設置しており、その中で、企業誘致・事業化検討として、本町における企業誘致の考え方・方向性や有用性を模索しております。

その検討委員会には、役場及び漁業協同組合やコンサルなどが参画しており、検討している事業の1つに陸上ウニ畜養事業の企業誘致があります。この事業を本町で実施するにあたり、一番は、近年の海洋環境の変化



に伴い、水揚げが減少する中、漁業者の安定的な収入の確保や地域の利益につながるための方策、また、磯焼けに對し、どのような効果がもたれるかなどを含め、検討を進めているところであり、今後、この検討委員会の中で企業並びに関係組織等と連携を図り、実現に向け、前向きに協議していく考えであります。

●町長

ウニノミクスの関係につきましては、なるべく早い時期に現場を見させていただいて、しっかりと、前向きに対応していくつもりでございますので、議会の皆様方又各漁協の皆様方として、タッグを組みながら進めてまいりたいと思っております。

■友山議員

ウニノミクスの事業についても、前向きな検討をして、検討委員会等で検討してい

友山 大信 議員

産業 浜直市場の再開について



■質問

い海産物を求める声が多く聞かれます。

浜直市場は、平成27年6月に完成して、寿都町漁業組合が運営し、建物は漁業組合が所有しています。令和3年9月に諸般の事情により事業を停止、現在に至っております。浜直市場は、多くの町民に重宝され、他町村の方にも大変喜ばれていました。

●町長

最近、特に寿都の美味し

浜直市場は、コロナの影響や漁業協同組合の経営改

善等の関係で令和3年9月から休業しております。

休業前は、地元産の海産物を使った料理の提供や鮮魚販売など、地元住民の方にはもちろんのこと、多くの観光客の方々が寿都の海産物を求めて来店されていた。

現在、町内では以前に比べ、地元の魚を提供できる所が減っているため、寿都の新鮮でおいしい海産物を求める町民や観光客の方々の声に応えるとともに、近年の水揚げ減少や魚価の低迷、漁業者の減少・高齢化など、取り巻く環境が深刻化している現状から脱却するためにも、漁業と観光を組合せ、地域の強みである海産物や水産加工品等の域内消費拡大で所得循環構造を強化することにより、地域全体の収入増加と雇用の拡大などを果たすことが期待されます。

水産庁が推進する「海業」のモデル地区として、これまでの先駆的な取組の評価を得て選定された、寿都漁港の中核的存在となる浜直市場の再開は急務であり、道の駅等と連携を図ることにより、魚食を生かした観光拠点として、温泉への波及効果も含め、重要な鍵を握っていると考えます。

浜直市場は、漁業協同組合の施設であり、現在の漁業協同組合の人員・体系などを考えます



と、現行での体制では運営は、難しい状況に置かれておりますが、漁業協同組合の運営体制の確立が必要であるとともに、観光物産協会や商工会、水産加工業協同組合など、いろいろな組織がタッグを組み、浜直市場の運営方法等を含め、民間同士の連携を図りながら、早期の再開に向け、町といたしまして、その体制づくりに支援をしてまいりたいと存じます。

■友山議員

いろいろな難しい点があるけど、早期に解決を図っていくという、前向きな町長からの答えでありましたので、どうぞそのように、なんとかして、早い時期に浜直市場の再開に向けていただければと思います。

吉野 卓壽 議員

産業 道の駅みなとまーれの集客増加について



■質問

寿都町の道の駅みなとまーれは、近隣町村の中でもトップクラスの評価をいただいております。飲食に限りであり、大変うれしい限りであります。飲食に關しては、季節ごとに旬の食材を使ったメニューで観光客にも喜ばれ、寿都町のPRにもいい影響があるかと思ひます。

また、最近では早朝に営業し、新メニューに挑戦されたとお聞きし、寿都町活性化のために努力されて大変喜ばしいです。グルメは、お客様を呼び込む上で影響力が大変大きく、今の状態でもたくさんのお客様が来店されておりますが、グルメ以外の方法で集客に力を入れていく方法を考える必要があるかと思ひます。

伊達の道の駅や二セコの道の駅には、平日の日中にもかかわらず大勢のお客様が来店されています。伊達の道の駅、二セコの道の駅ともに野菜の直売に力を入

れており、観光客だけではなく、多くの地元住民や近隣町村の方がスーパーや青果店に訪れるような形で足を運んでいます。

寿都町の道の駅でも野菜の販売に力を入れてみてはどうかでしょうか。ただ、青果店から仕入れて販売するというわけではなく、役場の力をお借りし、協力していただける寿都町民を見つけて、寿都町民が育てている野菜を、直接道の駅に届けていただき、道の駅の店内の一角に野菜ブースを併設し、販売する形をとることで、寿都町民の収入も増加しますし、今までもあり

寿都町の道の駅に来店されていない、近隣町村の方や観光客の増加もあるかと思ひます。

ど、計画があればお聞かせください。

●町長

道の駅みなとまーれの集客増加についてであります。が、以前より、道の駅みなとまーれは、寿都観光物産協会が指定管理者となり、管理運営を担っております。

近年は、地元及び旬の食材を利用した料理の提供や、イベントの開催など、たくさんの人に来ていただける道の駅として、限られたスペースでいろいろ試行錯誤しながら、運営に尽力されていることは、大変うれしく思ひます。

野菜の販売につきましては、小規模ではありますが、町内でとれた季節ごとの野菜を仕入れて販売をしておりますが、町内の生産者の現状から、入荷の安定性に課題を残しておりますが、現在、頑張っている若い農業者の基盤確立を支援しながら、今後に期待したいと思ひます。

御質問のありました、現状の道の駅で満足されているかといわれますと、私は、まだまだ活路を見出していく余地があると思ひます。おり、寿都町に多くの人を

呼び込むためには、創意工夫と新たな展開が必要であると認識しております。

道の駅の集客増加は、道の駅だけでなく、その周辺を含め、エリア全体で検討すべきであり、浜直市場の早期再開と道の駅との関わりが大きな鍵を握っていると思ひます。

そのためには、観光物産協会だけでなく、商工会や漁業協同組合、水産加工業協同組合など、いろいろな組織がタッグを組むことで、民間同士の連携を強化し、道の駅と浜直市場を中心とした漁港エリアを観光拠点の基軸に据え、町の魅力を伝えるツアーの取組や回遊性を促進するアクティビティプランなど「食」のほかに「知って」「感じる」体験の検討など、町を知る入口に機能アップを行うことが寿都町への観光客の増加につながるものと考えます。

町といたしまして、その体制が早期に整うよう努力してまいりたいと考えております。

■再質問

野菜の販売は確かに冬にはできないので、冬は冬で魚を売ったりということも考えられるかなと思ひます。

ですけど、現状で浜直の再開がまだ全然未定ということとで、そういうことも考えて、浜直を開ける前に道の駅の店内で魚も販売できるようになど、考えたりしていますでしょうか。この一点だけです。

浜直市場の再開に向けて努力するというのが一番多くの町民のまた、観光客の皆さんを待ち望んでおりますので、そこに全力投球していきたいというふうに考えております。

●町長
吉野議員も御承知のとおり、あの狭い店舗の中で魚の販売も含めてついでということになると、ちよつと厳しいのかなというふうに思っています。

ですから、早めに、この



大串 伸吾 議員

行政 地層処分に関する片岡町長の発言の真意について



■質問

町長は、今年の2月7日で、東京で開催されたシンポジウムにおいて「現行の処分地選定プロセスを見直し、国の責任で10、20か所の調査地点を選んで、概要調査まで実施したほうが良い」と述べた。そのように北海道新聞より、2月7日に報道されています。最終処分法においては、

地層処分の調査そのものはNUMOが行い、国は監督する立場です。「国の責任で概要調査まで実施したほうが良い」という発言の趣旨について今一度、詳しく説明してください。

●町長

2月7日に東京で開かれたシンポジウムについての御質問につきまして、次世代に先送りできない重要

な課題である高レベル放射性廃棄物の地層処分の問題について、真正面から向き合い、社会全体で考えていくため、国とNUMOが主催し開催されたもので、文献調査に応募した自治体の首長という立場で私もパネリストの一人として登壇させていただきましたところでございます。

パネルディスカッションでは、現行の文献調査実施要領に基づいた応募方法のままでは、自治体、とりわけ首長の負担が大きいため改めるべきとの考えをお話ししました。

応募から4年以上を経過した中で、他の自治体への広がりが進まない現状から、文献調査から概要調査までは、一体的に国の責任において行うべきで、そういった転換をしていかなければ、この問題の解決にはつながらず、先送りされるの思いから発言したものであります。

国の特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律においては、大串議員の御質問にありましたとおり、調査の実施主体は原子力発電環境整備機構いわゆるNUMOとなっており、国は監督・承認を行うものとなっております。

ります。

シンポジウムの発言は、調査自体を国が実施するという主旨ではなく、文献調査地区の選定と概要調査地区の選定を一体のものとして、国の責任において行うことが望ましいという私の思いをお伝えした次第であります。

概要調査に入る前の段階で、所任自治体の意見を聴き調査地点を選定する現行のプロセスは民主的であるとされる一方で、自治体に負担を負わせる構造にもなっており、国として解決しなければならぬ課題であるにもかかわらず、仮に全ての自治体が調査に反対となった場合、解決するための方策は見いだせなくなるのではないかと考えております。

国として解決しなければならぬこの課題を、これ以上先送りしないためにも、調査地点の選定においては、国が前面に立ち、解決に向けた方策を見いだすように、日本で初めて文献調査が行われた自治体として訴えていきたいと思っております。

■再質問

答弁の内容としては、やはり国の課題解決のため

に、地方自治体が反対してしまつては、それができなくなるといふ問題意識の中で、一体的に処分地選定責任を国が担って選んでいくべきと解釈しましたが、これについて2点ほど質問しますが、この国の責任で処分地選定を行つて、文献調査と概要調査を合わせて進めて行くんだ。ということについて考えると、これは全国の都道府県知事の最初の意見表明の機会を省略することにつながります。

町長は全国の都道府県知事が概要調査において初めて意見表明を、賛否の意見表明をする機会を省略して良いとお考えでしょうか。

二つ目の再質問です。国の責任で概要調査に進めるべきという考え方は、4年前の町長選挙の頃から寿都町での概要調査への進展は住民投票で決めると言ってきた経緯と矛盾する部分があると思います。

そもそも国の責任で概要調査が行われることになれば、住民投票条例の存在意義と整合性がとれなくなるのではないのでしょうか。

つまり、国の責任において概要調査を進めていくことになった場合、住民投票は、寿都町での、寿都町の

住民投票は行わないということでしょうか。

●町長

プロセスを変えれということとは、この議論、まず、基本的に原発を稼働するということは、使用済み燃料が出ます。この使用済み燃料をとにかく解決しなければならぬ。これどこの知事も、どこの1700名にがある首長が「ノー」と言つたらどうするんでしょうか。

だから、私はこの問題をまずは自分事として、国民全体が自分事としてこの問題をまず、前向きに取り組ましよう。その中で理解促進も当然していかなければなりませんし、調査もしていかなければならない。その調査については国の責任で、私は調査をするべきだというお話をシンポジウムの中でもさせていたきました。

住民投票の関係につきましては、今の流れでいきますと当然、経済産業大臣に、この問題を答える時には住民投票をするということとで、条例も制定してますので、私はその時期が来たら、しつかり住民投票はすべきだと思つてますし、国の今

の動向と、この時間差も当然出てくるでしょうし、非常にこのの部分については、悩ましい問題というふうにも捉えております。

■再々質問

再質問の一つ目に回答していただいております。

自分事にこの高レベル放射性廃棄物の処分をどうするか。原発の賛否に関係なく取り組まなければならない問題なんですけれども、それを調査選定プロセスを進めるに当たって、町長の主旨で言うと都道府県知事が意見表明する最初の機会を、なくしてしまうことにつながると私は懸念しています。そのことについての回答を今一度お願いしたいと思っています。

それに加えてですね、この2月7日のシンポジウム及び第3回目の町主催のシンポジウムにおいては、町長は文献調査4年間において自分の判断で応募したけれども、「町民の皆さんに嫌な思いをさせたことについて、お詫びを申し上げたい」と発言していました。このことを踏まえて考えると、寿都町もこれから概要調査に進むかもしれないという中で、今後更に4年間

町民に嫌な思いをさせる可能性がある。これを国に責任転嫁するような主旨にもなっていると思います。そしてこれから新たな文献調査を受け入れる自治体についても、2年プラス4年の長い間、寿都より長い期間非常にわだかまりを反映させてしまう可能性についても町長の主旨はつながっていると思うんですね、これについて、地域住民に、そして、これからの寿都町民に更なるストレスを与えてしまうということについて、町長はどのように思っているのでしょうか。

●町長

知事の関係についてはですね、この問題というのは、今回アンケート共同通信でしたつけ、取った中で47都道府県、前向きな答えをした知事は一人もございません。その中で、やはりこの問題を日本のどこかで解決をしなきゃならない。そうだった時には、やはり知事を含めてですね、責任ある人が、やっぱりこの処理をしなかったらならないという自覚を、まず、国会議員の皆さん含めて、自治体の首長も含めて、まず、共通認識が必要じゃないかなというふうに私は思っております。

この原発政策というのは国が政策を、国が決めたこと。この問題というのは、やっぱり丁寧国民の皆さんに説明をして理解をしていただく。ただこれ全体で、この問題を共有してスタートするんですね、寿都のような嫌な雰囲気には、私は起つてこない。1点1点やるから嫌な思いがするわけで、これをやはり今のやり方だったら、どこかでまた手が挙がった時にですね、寿都と同じような状況になってくるというふうに私は予想しております。それをさせないために、やはり国が前面に出るべきだと

いうことで、先程来私は訴えてまいりたいというふうにお話をさせていただきました。これ皆さんが「嫌だ嫌だ」つてよく二ンピー問題ということになりましたけれども、うちが、地元でなかったら、よそならいいんですか。日本人国民同士こんな無責任な国民でいいんですか。これスウェーデンでも同じような展開があつて、方法を変えて国民の理解が進んでいったという事例もありまして、これはしっかり国が時間を掛けてですね、国民理解に、私は汗をかくべきだというふうに考えております。

大串 伸吾 議員

行政 第3回目の寿都町主催シンポジウムを振り返って



■質問

6月11日に開催された寿都町主催の第3回目の地層処分に関するシンポジウムにおいては、登壇者の方々の見解として、交付金に依存することの危険性が議論される場面がありました。このことについてです。

町長はかねてから概要調査まで進むべきという趣旨の発言をされていますが、この場合、今後4年間で最大70億円の交付金が支給されることとなります。4年間で70億円規模の交付金と言う額は、過去に寿都町が得たことのある交付金と比較して、最大級のものになるのでしょうか。過去に受け取った交付金の実例と合わせて説明してください。

●町長

本年6月11日に「地域振興から考える地層処分のこと」と題し開催しましたシンポジウムにおいて、国からの交付金が地域にもたらす影響などについて各登壇者の見解を述べていただいた際の内容を振り返つての御質問と捉えております。

大串議員も御承知のとおり「交付金」とは、特定の目的をもつて国などから交付される財源のことをさし、本町においても様々な施策を展開するにあたり、交付金を活用して多くの事業を執行してまいりました。

御質問にある「4年間で70億円規模の交付金」とは、電源立地地域対策交付金のことと理解しておりますが、この電源立地地域対策交付金は、「発電に関連する施設の立地地域」や「特定放射線廃棄物の処分にかかる調査地とされた地域」の福祉向上が日本全体の電気の安定供給確保につながり、国民生活と経済活動にとつて極めて重要であることに鑑み、法に基づき交付されるもので、他の交付金とは性質が異なり、公共施設の整備や住民生活の利便性の向上、産業振興等に幅広く柔軟に活用できるもの

となつております。

このため、過去に受け取った様々な交付金との比較が一概には難しいものもと捉えております。

人口減少が続く本町において、生活に必要な不可欠なインフラの整備や公共サービスを維持するため、そして地域産業の起爆剤となるような新たな産業の創出にチャレンジするには、交付金に限らず国などから財源を得ることは必須であり、今後もそれらを活用した中で、持続可能なまちづくり

■再質問

電源立地交付金は、過去に寿都町が受け取ったほかの交付金と比較できない性質があるということについては理解しました。ただ、4年で70億円という交付金は町の一般財源、一般会計の規模に比較しても非常に大きいものと考えます。シンポジウムでの議論の主旨を振り返れば、「交付金に依存することの危険性」とは、それなくして自治体の運営ができなくなる。自立した自治体はない」という趣旨の議論があつたと思います。言い換えれば、薬を使わずに依存するとい

うことだと思えます。

概要調査まで国の責任で進めると、寿都町にとって非常に巨大な交付金を新たにこれから受けることになるります。

先行事例を考慮すると、もはや寿都町は核のごみの交付金から自立できなくなるのではないかと。そのようなことが、町主催の第3回シンポジウムでの議論がパネリストから懸念されたということになると思えます。

そして、概要調査の次の段階の精密調査は、一体いくら交付金が交付されるのか明らかにされておらず、14年程度と想定されている年月からしても、更に巨額な交付金が控えていると考えるのが必然です。

ここで三つ目の再質問ですが、核のごみの交付金依存に陥るリスクを伴っている概要調査を国の責任で実

施してしまうということでは、地域の自発性を低下させることにつながるのではないでしょうか。シンポジウムの主催者としての見解を教えてください。

●町長

交付金に依存するかというお話、立地交付金これに限定はしておりますけれども、ほかの事業にしたって交付金つてものを我々自治体というものは求めていかないと、いろんな事業というのは成り立たない。一般財源では何もできません。

ですから、あまりこの電源立地の交付金と通常の交付金と分けるような考え方は、私は考えておりませんし、これからも国有利な交付金をしっかり獲得して、町づくりに活用していきたいというふうに考えてございます。

■再質問

確かに交付金はいろんな手段、町づくりのために、いろんな交付金が必要ですが、私がシンポジウムの主旨から理解して聞いているのは、「額が大きすぎる」ということです。電源立地交付金、その概要調査の70億円、次の精密調査にいくら控えてい

るか分からないという中で、それに続けていくことを積極的に現町長が進めるといふことは、町民の自主性を大いに低下させてしまうのではないかと、これについて伺います。

●町長

この交付金の大きさ、これについては国が設定したこと、私が決めたことで

川地 正人 議員

災害 今後の地震・津波対策について



はありません。これもまた私が決められることでもない。次に概要にいくかどうか、これは住民投票の中で、住民の皆さんが判断することでありますので、私はこの交付金の部分については、この事業に対して国が決めたことなので、私から、とやかく申し上げるつもりもございません。

■質問

道が日本海沿岸でマグニチュード7を超える大地震と津波が発生した場合の被害想定が公表され、最も深刻なケースで、本町は死者数730人、全壊する建物は540棟と最悪の想定となっております。

国の予測では、北海道の日本海沿岸でマグニチュード7を超える地震が今後30年以内に発生する確率はゼロパーセント、0.1パーセント、とされており、昨年の能登半島地震も確率が0.1パーセント、3パーセ

ント未満とされた中で発生したこと、予断を許さない状況と考えられます。被害想定公表を踏まえまして、今後の対策を伺います。

- 1、ライフラインの復旧体制について。
- 2、医療救護体制について。
- 3、各地域の避難場所と収容能力について。
- 4、国や北海道との連携状況について。

●町長

この度、公表された日本海沿岸の地震・津波被害想定

は、平成29年2月に公表の日本海沿岸の津波浸水想定で想定される最大クラスの津波などで生じる具体的な被害を算定したもので、その規模を数値指標などを用いて明らかにし、日頃から災害に備えることの重要性を周知するとともに地域の防災対策などに活用することが目的であり、いたすに不安を煽るものではなく起こりうる事象を自分事として冷静に受け止め、命を守るための防災・減災対策に生かすことが求められております。

日本海側沿岸で想定されている地震は、陸地に近い断層により発生するため、揺れが大きくなることに加え、地震発生から津波到達までの時間が短いという特徴があります。

この度の想定では北海道南西沖南側を震源とする地震により、本町の最大津波高は18.9メートルで、冬期間の深夜に発生した場合の死者数は最大で730名とされ、建物被害は揺れ、液状化、津波により540棟とされておりますが、地震発生後、直ちに避難する意識の醸成や、日頃からハザードマップを確認することなど、避難に対する準備を構築することで、避難開始までの時間が

短縮され、減災効果が一層高まるとされております。

また、建物の耐震化の推進や屋内収容物の落下、転倒防止策といった避難開始時間の短縮に向けた取組などにより人的被害や建物被害の軽減が可能となります。

寿都町地域防災計画では、災害時の被害を最小化し被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念としており、「自助」「共助」「公助」のそれぞれが効果的に推進されるよう防災対策が適切かつ着実に実行されなければなりませんとしております。

御質問のライフラインの復旧体制については、交通、給水、電力、上下水道、土木など関係機関や公共的団体などの防災上重要な施設の管理者が、それぞれの役割において処理することと防災計画で定められており、医療救護体制についても、医療機関の機能が停止または著しく不足、混乱した場合は、北海道との応急医療救護の連携について定めております。

あわせて、寿都診療所をはじめ町内の福祉施設、学校などは避難対応マニュアルや避難計画などを策定しており、災害が発生し、そ

れぞれにおいて対応が必要となった場合には、町や関係機関などと協力、連携により必要な措置を講じることとなっております。

津波の際に避難が可能な各地域の避難場所と収容能力につきましては、建物内への避難を想定する指定避難所は19か所、収容人数は延べ3千500名ほどで、グラウンドなどへの避難を想定する指定緊急避難場所は7か所としております。

町の防災に関しては、災害対策を総合的、計画的、具体的に実施するため、国や北海道をはじめ関係機関などと、それぞれの責任と連携により対応することとなっておりますので御理解いただきますようお願いいたします。

町といたしましては、この度の想定を受け、北海道や関係機関などとの協議のうち、寿都町地域防災計画及び寿都町津波避難計画などの所要の改正が必要と考えているほか、防災対策において配慮を要する要配慮者や、自ら避難することが難しく、避難するための特段の支援



を要する避難行動要支援者については、共助による支援が可能な人材を地域や関係機関、町内会などと協議することや、津波浸水想定区域に居住する高齢者については、高台の住宅に移っていたなどなどの対策も今後、検討する必要がありますと考えております。

■再質問

本町では防災無線を使用している注意喚起や、地域住民が参加する防災訓練を定期的に実施することにより、住民の皆さんは災害に対する危険性を理解し、防災に対する意識が高まっていると思いますが、道路に沿って集落が作られている本町は、津波の浸水範囲を制限したり、津波のエネルギーを弱めたりする防潮堤や防波堤などの施設整備が必要と考えますが、見解を伺います。

●町長

防潮堤等を含めたこの公共的なものに関してはですね、ここ寿都だけの問題じゃなく日本海沿岸全体を考えた時には、やはり北海道・国ともしっかりと協議の中でですね、財源の方も含めてこれから協議してまいりたいというふうに思います。

早瀬 良樹 議員

行政 本町のエネルギー政策について



■質問

本町が目指すエネルギーの町づくりは、再生可能エネルギーの推進と気候変動への対策としての、「CO₂フリー」の循環型地域社会づくり「実現へのエネルギービジョン」を並行して具現化することが重要であります。

また、その一方で、札幌市では「ゼロカーボンシティ」を宣言し、この目標を達成するため、2030年には水素の供給網の構築を目指す報道があり、北海道内の再生可能エネルギー由来の電力を集め、水素を製造し、札幌圏内へ送り、利用することを発表しています。

本町は、再生可能エネルギーを生産する町として、札幌市のサプライチェーン計画への水素供給地として、生きることも可能だと私は考えています。本町がこれからの町づくりを進めるに当たっては、新しい技術を持つ企業誘致や新たな産業の振興が不可欠と考えており、先般の長

崎県の五島市や山口県の長門市への議員による道外視察は、大変有意義な研修機会となりました。

道内では、洋上風力によるエネルギーの創出策として、国が道内5か所を有望区域として指定し、岩手・南後志沖をもその中に指定されており、その海域に本町も該当しています。

有望区域で法定協議会を立ち上げ、区域での協議が整えば、有望区域から促進区域に格上げされると聞いております。

新聞でも、一部の区域が促進区域に指定されるとの報道もありました。そこで町長に質問します。

1点目ですが、札幌市が2030年には、水素のサプライチェーン計画を構築したいとの報道があり、CO₂削減対策としては有効な施策として捉えており、本町のエネルギー政策とも深く関わってくると思えます。

本町のエネルギー政策としては、再生可能エネルギー電力を中心とした政策

を進めてまいりましたが、中長期的に安定したエネルギー対策としては、本町で造られたエネルギーを中長期的に保存が可能で、必要に応じてエネルギーを必要な場所に届けるためには、水素エネルギーの活用が最適だと思いますが、町長の考えを教えてください。

2点目です。再生可能エネルギー海域利用法に基づいた第1回法定協議会が昨年7月29日に、第2回目11月28日に開催実施されているようですが、漁民はもとより町民においても大きな関心事だと思います。

については法定協議会の目的や今までの協議内容について教えてください。また、協議が整えば洋上風力事業者への一般公募が開始されるとも聞いておりますが、現段階での状況も含めてお願いいたします。

●町長

1点目の「町のエネルギーとして、水素エネルギーを基軸に考えるべきでは」との事ですが、早瀬議員が申すとおり報道では、札幌市において、道内の金融機関やエネルギー会社など約40の企業・団体、この中には自治体も参

画し、水素の利活用を進める協議会を設立、道内の再生可能エネルギーから水素を製造し、札幌で消費するといった一連の供給網の構築を目指し、将来的には事業会社の設立も視野に入れるとの事であります。

本町においては、CO₂フリーの循環型地域社会づくりへ向けたエネルギービジョンの策定や本年6月には「寿都町ゼロカーボンシティ宣言」も行い、CO₂フリーいわゆるゼロカーボンの達成に向けた取組を推進してまいります。この取組の中で、水素事業も選択肢の一つとして、捉えておりますが、昨年の第2回定例会の早瀬議員の一般質問にも答弁してますとおり、技術的及びコスト的な観点からも課題が多いところがありますので、再エネ活用方策の中で、水素事業の在り方について引き続き検討をしてまいりたいと存じます。

2点目の「北海道岩手・南後志沖法定協議会の現状について」であります。現在、2回の法定協議会が開催されております。

この法定協議会は、国及び北海道が事務局となり、関係町村、漁業者や海域の先行利用者、有識者で組織

漁業 漁協問題について



■質問

本町の基幹産業を支える漁協ですが、先日の新聞において漁業者と漁協が裁判となつて争う事件について掲載されていました。浅海増養殖推進事業は、藻場資源調査、磯焼け対策（いわゆる施肥事業）、それとナマコ資源増養殖推進事業等が予算項目として載っておりますが、これらは各事業ごとに予算割付けがなされ、支出されていると思いますが、町として、支払い要件チェックしているのか。また、直接、町から漁協を通さず漁業者へ配分されるといったことはあるのかお聞きしたいと思います。

次に、水産多面的機能発揮対策事業についてお聞きします。いわゆる藻場造成事業ですが、事業主体は「寿都の海を豊かにする会（漁協）であります。3支部寿都・磯谷・歌葉で構成され、支払先も同じであります。町として、事業の支払内容が適切かどうかをチェックしているのか

一方、私は、以前から申し上げておりますとおり、この地層処分事業は、現状、調査を受けている自治体と住民に多大な重圧と不安をかけており、住民間のわだかまりや嫌な思いを長引かせないためにも、国が前面に立ち、国の責任において取り進めてもらうよう働きかけていきたいと考えております。

■再質問

町長、国からの意見照会について、予定も分からないということなのかお聞きします。

町民へは予定等も含めて分かり次第、情報提供や住民投票のスケジュール等、今後、お知らせしたいと思っています。

現在のところ国からのそういういった照会があるのかどうか再度お聞きします。予定も含めてお聞きします。

●町長

国からの意見照会は現在ございません。ただ、文献調査も終わりになっておりますので、近い将来意見調査はでてくるだろうとは思っております。その中で対応してまいりたいというふうに思います。

の関心度も高まったのではないかと思います。

「住民投票実施について機は熟した」と思います。3月の定例会の質問と重複しますが、改めてお聞きします。

現時点で、国からの意見照会がありますか。

前回の町長答弁では、国の意見照会がいつなのか分からないが、照会の段階で予算を計上し、行っていくとのことでしたが、私はある程度、町民の地層処分に係る理解や認識はされたのだと思います。国の意見照会にかかわらず、町民がこの問題について、熱く理解されているからこそ住民投票を実施すべきと考えますが、町長の考えをお聞きます。

●町長

これまでも同様の質問に対し答弁させていただいておりますが、特定放射性廃棄物最終処分の概要調査及び精密調査に係る意見に関する住民投票条例では、概要調査及び精密調査の地区選定について、意見書を経済産業大臣へ提出しようとするときに、あらかじめ実施するとされておりますので、御理解ください。よろしくお願いいたします。

する地域・漁業振興策などを議論しております。

また、今後についてですが、今まで法定協議会で議論してきた内容を協議会意見の取りまとめとして整理し、その後、促進区域の指定、事業者の公募と段階的に進められる運びとなっております。

■早瀬議員

いろいろ説明ありがとうございます。

答弁は要りませんが、水素の部分については、電気分解だけでなく、いろいろな技術も今出ているようです。これから是非エネルギーの町としていろいろなエネルギーづくりに、いろいろな協議をしていければと考えています。

行政 住民投票について

越前谷 由樹 議員



■質問

6月11日地層処分における第3回シンポジウムが行われました。町長が高レベル放射性廃棄物に関わる文献

調査に応募して、約4年半が経ちましたが、その間、住民説明会や対話の場の開催、シンポジウムも3回となり、町民が核のごみ問題を理解するに必要な情報提供や町民

お聞きします。漁協にお任せなのかお聞きします。

なにかしら、藻場造成事業と浅海増殖事業（ナマコ増養殖）、これらが、混合して支払われているように思われるのですが、事業ごとに区分されたチェックが必要なのではないでしょうか。

●町長

はじめに御質問のありました漁業者と寿都町漁業協同組合の訴訟の件につきましては、新聞報道等により承知はしているところでありますが、弁護士により対応されていることと、町が行う漁協への補助金事業と訴訟内容に関連性は無く、また、漁協に対して監督権がない町が訴訟事案に関与する立場にないことも御理解いただきたいと存じます。

次に、補助事業の執行に関してですが、御質問のありました浅海増殖推進事業の中の各地区藻場潜水調査委託につきましては、町が事業主体で、必要に応じて、藻場状況を調査する事業であり、磯焼け対策事業につきましては、漁業協同組合が事業主体、事業内容は、施肥の製造施設にかかる維持管理費等に対する補助、ナマコ資源増

殖推進事業についても同様、事業主体は漁業協同組合、事業内容は貴重な漁業資源であるナマコの人工による種苗生産及び放流に対する補助であり、各事業とも補助事業を通さず漁業者へ直接配分される類いのものではないと思います。

また、水産多面的機能発揮対策事業につきましては、各地区浅海部会の漁業者が組織する「寿都の海を豊かにする会」が事業主体であり、事業内容は、北海道水産多面的機能発揮対策協議会からの補助を受け、海の磯焼け対策を含む環境保全を図るため、ウニの密度管理や、海への施肥の投入、母藻の設置などを行う事業であり、その協議会に対して国及び道並びに町が負担金を支払うものであります。

いずれの事業においても、事業の進捗、内容等を精査し、適切に事業を推進しているところであります。

■再質問

町が漁協に補助している事業との関連性がないということですが、関連性があるにかかわらず、今新聞紙上でこういった問題が表われているわけです。本町の基幹産業でありますから、漁協

を通してどうなのかといった点を町は聞く必要もあるだろうし、関与していく必要性はあると思います。

補助事業の中身もそうですが、補助事業の中でのチェックの内容等が、きちんとチェックされているかどうか、支払先の詳細についても調べる必要もあると思います。特にナマコ事業について、ダイバーへの支払い問題や、個人別の支払い問題について、そういったことは聞いています。

そういったところについて、町は直接補助事業の中でどうのこうはないかも分かりませんが、そういった問題があるということ、町はやっぱり情報としてチェックする必要があるのではないかと思います。町はどうしたら一番漁協と漁民の間、中に入って調整をとっていくのか、そういったことをするのが、町としての姿勢ではないかと思っています。

要するに、補助事業に関わる事項について、私ほもと町が指導を強化すべきではないかと思っています。

補助金が、漁民のため、漁協のため正しい使われ方があるいは、正しい方向に使用されるよう指導を強化することが必要なのではないか

と思います。この点について町長に再度お聞きします。

●町長

話は私は聞くことはやぶさかではございませんけれども、裁判問題に対しての今町が口出しをするということは、私はいかがかなというふうに思っております。ただ、やはり漁協は生産者皆さんのための漁協でもありますし、早くこの漁協と生産者皆さんが信頼関係ができるように、町はそこにはしっかりと支援も協力もしていきたいというふうには考えてございます。

あと、補助金の使い道については、担当者の方でしっかりとそこは見えておりますので、漁業者の中でどういふ話がされているかは分かりませんが、町としてはその正しい使われ方をしているというふうに思っておりますので、御理解願いたいと思います。

■再々質問

補助金事業の中身については精査されているということですが、漁協が8件の裁判を抱えて、現状の漁業の発展に寄与することができているのか、この辺、本当に大変だと思っています。漁協はか

りに任せるのではなく、町もその中に入って、それこそ先ほど町長言いました漁民と漁協の信頼関係を持った形をきちんと確立するよう、そういう調整役を町は旗を振っていかなければならぬのではないかなと思います。その事をお願いいたします。

町長から一言あればお願いいたします。

最終的には、先ほど越前谷議員も言ったように、早くこの信頼関係構築することに努めていきたいというふうに思います。

●町長

まずは、基本的に漁協の指導部門というのは上部団体がしっかりとありますし、そこと漁協の方は十分協議されていると思いますけれど、その中に町がもし相談を受けければ、入るのもやぶさかではございませんけれども、裁判うんぬんの中で、町は入るというのは私は今はや



越前谷 由樹 議員

生活 中通りのスーパーが消えて



い限りであります。

■質問
先月、本町老舗のスーパーが倒産し、中通りの店がなくなり、町並みとして人通りも少なくなり、寂しい感じがしています。私たちが車を利用している人は、近隣の町村に買い物に行くことができますが、高齢者や車のない人は、大変不便を感じていると思います。

A black and white illustration of five children standing side-by-side. From left to right: a boy in a t-shirt and pants, a girl in a dress, a boy in a t-shirt and shorts, a girl in a dress, and a boy in a t-shirt and pants holding a backpack. They are all smiling and looking forward.

要があると思いますが、町長の考えをお聞きます。

●町長 今年2月に町内商店の突然の閉店ということ、町民の皆さんだけでなく、私たち行政も大きな驚きを感じたところであります。

越前谷議員のおっしゃる

「コンビニがあるから」と言う人もおりますが、浜直市場が動いていない状況であり、生鮮食品を扱う店も必要であり、市街地では、歩いて行けるような場所に商店があればいいのですが、と思います。また、民間で商店経営をやりたいという人がいればいいのですが、現状では無理のようであります。

商工会と連携し、町が率先して、どのような形態の商店が望ましいか調査し、設置の方向で計画を練る必要があると思いますが、町長の考えをお聞きます。

とおり、高齢者や車のない方にとつて近所に商店がないことは、生活に支障がでることも考えられ、町としても憂慮していたところで、その対応策として、5月から高齢者や車のない方々に向けて、毎週火曜日に風太号の増便を行い、診療所と道の駅を拠点に置き、町内の金融機関や商店をバスで周つて、利用していただけるようにしましたが、残念ながら現在まで利用がない現状であります。

御質問いただいた商店の設置についてですが、新たな民間の参入があるのであれば歓迎いたしますが、町内には現在も営業されている商店がありますので、新たな商店を公設的に設置するための調査、検討の段階にはないと思っております。

今後も寿都商工会と協力し、町内商店の利用促進に向けた取組を行い、将来に向けての存続・継承についての状況把握をしていただき、商工業の発展に向けて連携をしてまいります。

町といたしましては、既存の商店を利用していただくことが町の活性化にもつながると思っておりますので、風太号の利用促進や、7月から利用できる物価高

騰対策支援券発行などの施策も通して、本町経済の振興を図ってまいいる所存です。

町長がどのようなこの商店の關係について、構想を練っているのかということをお聞きしたいわけですが、ここで民間業者の名前を挙げることは適當ではないかもしれませんが、コープ○○○の宅配等を利用する方法とか、商店構想の一つとして考えられると思いますが、町長がこういうった構想を練って、どのような商店を考えているのか、お聞きます。

この商店の構想につい

令和7年第1回臨時会は

4月23日に招集され、会期を1日と定め、同意案1件、専決処分1件、条例改正1件、単行議案1件、補正予算1件を審議し、同日閉会しました。

◆固定資産評価審査委員会委員の選任について

・星聡子氏（新栄町）の選任（再任）に同意しました。

て、中々、今、高齢者が多い中で消費者の立場からするとですね、やはり足の確

出前の販売というのが一番町民は求めているでしょうけれども、ただ、それをするとしたら誰がやるのか、中々これも利益を生まなければ厳しい話でもありますし、今、商工会の方でこの点についても、縷々協議をしていろいろな情報を集めているというふうに聞いておりますので、商工会とも高齢者の皆さんが困らないような形に、早くできるように町としても支援していきたいとふうに考えております。

◆寿都町税条例の一部を改正する条例……………原案可決

（全会一致）

給与所得控除の見直しや
大学生年代の特別控除の創
設、地方税法等の改正に伴
う規定を改正するもので
す。

◆福祉バス取得：原案可決

（全会一致）

令和7年4月10日仮契約に付した福祉バス取得について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求

◆寿都町一般会計補正予算
(第1号)……………原案可決

(全会一致)

予算総額に270万円を追加し、総額を54億6千870万円とするものです。

●補正の主なもの

・民生費（児童福祉施設費・負担金） 270万円増

令和7年第2回臨時会は

5月29日に招集され、会期を1日と定め、条例改正1件を審議し、同日閉会しました。

地方税法施行令の改正に伴う、課税限度額の引き上げと軽減所得判定基準の引き上げを行うものです。

◆寿都町国民健康保険条例の一部を改正する条例…

.....原案可決
(全会一致)

議 会 日 誌

令和 7 年 4 月 23 日以降

4 月

- 23日 令和 7 年第 1 回臨時会
- 25日 例月出納検査（早瀬監査委員）

5 月

- 7日 後志総合開発期成会 定期総会（倶知安町・小西議長）
- 12日 寿都地区防犯協会 定期総会（小西議長）
寿都町防犯協会 定期総会（小西議長）
- 13日 南部後志町村議会正副議長会 定期総会（小西議長、石澤副議長）
- 16日 国保運営協議会（小西議長）
寿都商工会 通常総会（石澤副議長）
- 19～23日 総務・産業常任委員会道外所管事務調査（全議員）
- 26日 後志総合開発期成会 小樽後志要望（小樽市・倶知安町 小西議長）
- 27日 全国議会議長・副議長研修会（東京都・石澤副議長）
- 28日 例月出納検査（早瀬監査委員）
- 29日 令和 7 年第 2 回臨時会・全員協議会
- 30日 後志総合開発期成会 道要望（札幌市 小西議長）

6 月

- 5日 後志総合開発期成会 懇談会（東京都 小西議長）
- 6日 後志総合開発期成会 中央要望（東京都 小西議長）
- 10日 後志町村議会議長会 臨時総会（札幌市 小西議長）
北海道町村議会議長会 定期総会（札幌市 小西議長）
- 11日 高レベル放射性廃棄物の地層処分事業第 3 回シンポジウム（議員多数）
- 19日 議会運営委員会（木村委員長、川地委員、吉野委員、石澤委員、小西議長）
- 25日 例月出納検査（早瀬監査委員）
- 26日 令和 7 年第 2 回定例会・全員協議会

7 月

- 1日 岩内・寿都地方消防組合議会 臨時会（岩内町 石澤副議長）
- 8日 北海道町村議会議長会主催 議員研修会（札幌市・議長ほか、議員多数）
- 11日 寿都神社例大祭宵宮祭（小西議長）
- 14日 後志町村議会議長会主催 議員研修会・交流事業（留寿都村・議長ほか、議員多数）



北海道町村議会議長会主催 議員研修会